

基礎研修の運用について

1. 認証番号の扱いと実施方法について

昨年度新規に認証を受けたeラーニングの一部導入の「実践評価・実践研究系科目Ⅰ(20190024、20190025)」とともに、今年度からはすべての科目について、集合形式で認証を受けている基礎研修科目と、eラーニングの一部導入で認証を受けている基礎研修科目とが、併存している状況になります。これについてどのように扱えばよいかを、4月15日県士会MLで、「昨年度までに受講開始している基礎研修の実施方法等について」としてご案内しています。

これについては、下記の「認証研修としての原則」のとおりですが、制度がわかりにくく具体的にどのように運用したらよいかわからないというご連絡をいただいています。そのため、再度、基礎研修に関する認証研修の扱いについて、検討・整理を行いました。その結果、4月15日の文書から変更した内容で取扱いをお願いしたご案内いたします。

なお、これまで事務局に個別にお問い合わせをいただきました方には、4月15日にご案内した内容で説明をしております。(別紙1参照)

研修開始途中の方針の変更で大変恐縮ですが、この度、整理をし直した内容で運用をいただけますようお願い致します。(別紙2参照)

修正前

▶ 認証研修としての原則(4月15日にご案内した内容)

認証された研修(科目)は、開始から終了までを1つの認証番号で実施する必要があります。基礎研修の場合は、基礎研修ⅠⅡⅢの中に、認証された研修(科目)が8科目あります。それぞれの科目ごとに、開始から終了まで1つの認証番号で実施します。

そのため、「地域開発・政策系科目Ⅰ」「サービス管理・経営系科目Ⅰ」「実践評価・実践研究系科目Ⅰ」のように、1年で終了する科目は、その年ごとに認証番号が異なるものを実施することが可能ですが、「権利擁護・法学系科目Ⅰ」「ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ」については3年間を通して1つの番号の内容を、「人材育成系科目Ⅰ」については2年間を通して1つの番号の内容を実施することになります。(期間延長の方はその期間も同様です。)イメージは、別紙1のとおりです。

修正後

▶ 認証研修としての再整理(この度、整理し直した内容)

今年度開催する基礎研修は、すべて集合型の研修として扱ってください。その上で、Zoom等でのオンライン講義はもちろん、eラーニングの一部導入についてもコロナ禍対応ということで実施してください。

現在、コロナ感染防止対策のため、集合形式で認証を受けている基礎研修は、①集合で実施した場合の効果と同等の質の担保、②音声・ビデオ通信等による双方向性の担保、③出席管理が適切に行えることという要件を満たしながらZoom等のWebの活用が認められています。原則としては、集合研修で認証を受けている基礎研修は、そのプログラムに従って、Zoom等のオンライン研修で実施されることと思います。

本会としては、コロナ対応としてのオンラインを活用した研修として講義部分について「eラーニングの一部導入」のカリキュラム・運用方法を当てることができると考えています。例えば、集合研修方式(20120050)で開始した「権利擁護・法学系科目Ⅰ」について、コロナ禍対応として、eラーニング一部導入(20200005)を活用するイメージです。

この運用については、コロナウイルス感染が終息すると適用が難しくなりますので、認定社会福祉士
 認証・認定機構との調整は別途進めて行く予定です。

今年度開催する基礎研修の認証番号については、別紙2のように、集合型の研修のものを使用して
 いただきますようお願い致します。

Q&A

Q1:本県では、コロナ禍対応として集合型で講師が Zoom を用いて行っている。隣県では e-ラーニング一部
 導入で実施しているが、この場合の認証番号はどのようになるか。

A1:原則としては、別紙2の表記では、「集合型」は上段、「e-ラーニング一部導入」は下段の認証番号となる。
2021年度については、すべての県士会に「集合型」(別紙2上段の認証番号)として実施をお願いします。
 その上で、コロナ禍におけるオンライン対応として①講師が Zoom 等を用いる、②講義部分について e-ラ
 ーニング講座を活用するという2つの形があるとご理解をお願いします。

Q2:2022年度以降の認証番号についてはどのようになるか。

A2:機構との関係では、別紙1の考え方が基本となります。しかし、様々な課題があることから、現在の受講者
 が不利益を被らないよう機構と折衝をする予定です。その折衝結果によって、認証番号の扱いに変更が
 ある可能性もあります。コロナ禍対応は暫定的なものなので、今年度中には結論を出せるように折衝をし
 ていく予定です。

2. 他都道府県社会福祉士会での受講

これまで、他の都道府県社会福祉士会会員の受講受け入れについては、「基礎課程実施シミュレーショ
 ン[標準モデル]」の基礎研修Ⅱ及び基礎研修Ⅲにおいて、「■その他・他の都道府県社会福祉士会会
 員の受講受け入れについて、提携を結んだ近隣の都道府県社会福祉士会にて、受講できなかった研修
 テーマを受講することも可能である。」としています。

昨今のコロナ禍の状況の中で、オンラインを活用した研修が増えており、所在地にかかわらず全国的に
 研修受講が可能となってきています。基礎研修についても他の都道府県社会福祉士会での受講を希望す
 る会員がいます。これについて、次のように考え方を整理しましたので、参考にいただければと思いま
 す。

- (1) これまで提携を結んできた近隣の都道府県社会福祉士会との間での受講を推奨します。
- (2) これまで提携をしていない都道府県社会福祉士会との間で受講者の受け入れにあたっては、会員の所
 属県士会と受け入れ県士会との間で、実施に関する情報を共有するとともに事前に十分ご調整いた
 だきますようお願い致します。
 - ① 受講者番号
 - ② 研修の受講は、原則として、部分的科目ではなく「基礎研修Ⅱ」「基礎研修Ⅲ」という単位とすること。
 - ③ 受講費の取扱い(受け入れ県士会の料金価格とすること)
 - ④ 会員の受講状況を所属県士会に連絡する。(研修を修了したこと。単年度で修了できない場合はそ
 の状況。)

Q&A

Q1:本県では「集合型」で実施を予定している。隣県では「e-ラーニング一部導入」で実施を予定している。
 振替受講の際は同じ認証番号、同じ開催方式でないと対応できないと思うので、隣県での振替はできな

いと思うが、そこはどのようになるか。

A1:2021年度に関しては、「eラーニングを一部導入」で実施する場合も、「集合型」での実施という位置づけでコロナ禍におけるオンライン対応として eラーニング講座を活用ということで進めていただくので、同じ認証番号の研修開催であり、振替受講は可能という解釈で進めてください。

Q2:本県では、近隣県と協定を結んでいる。その中で振替を実施する場合に「基礎研修Ⅱ」「基礎研修Ⅲ」という括りでないとならないということか。受けられなかった科目の部分だけの振替受講も可能か。

A2:この提案は「原則として」ということですので、県士会同士で調整が付けられれば「基礎研修Ⅱ」「基礎研修Ⅲ」の中の一部科目でも構いません。なお、受講費について科目単位ではなく「基礎研修Ⅱ」「基礎研修Ⅲ」という括りで設定していることが多いと思われるので、科目単位で調整する場合はその点についてもあらかじめご確認いただきますようお願いいたします。

3. eラーニングの視聴確認について(システム改修について)

eラーニングの一部導入で認証を受けている基礎研修の受講状況の管理に関して次のようなご意見をいただいています。

① eラーニングシステムは、都道府県社会福祉士会は管理画面を閲覧できないので、会員の視聴履歴の確認ができません。

そのため、eラーニングの視聴状況を確認するには、受講者に視聴の受講証明書を提出してもらうか、日本社会福祉会に問い合わせる必要があります。都道府県社会福祉士会が会員の視聴履歴が見られるようにして欲しい。

② 日本社会福祉士会のeラーニングの視聴履歴の管理は、生涯研修制度管理システムとリンクしていないので、eラーニング受講証明書を印刷し提出してもらわないと、受講者がeラーニングを視聴したかどうか分かりません。eラーニングと生涯研修制度管理システムとをリンクして欲しい。

これらのご意見をうけまして、都道府県社会福祉士会がご所属の会員様の eラーニングの視聴状況を確認できるように、5 月中にシステム改修を行う予定です。ただし、システム改修をしても、アクセス権限の関係で、受講状況の確認ができるのはご所属の会員の方のみとなります。したがって、他の都道府県社会福祉士会会員の受講受け入れをする場合は、当該会員の所属の都道府県社会福祉会からの情報提供が必要になります。

なお、生涯研修制度管理システムとeラーニングの視聴履歴の連動については、現在、生涯研修制度を見直し中であることから、制度見直しと合わせての改修を行って行く見込みです。

以上